■石川南地区の地区整備計画チェックシート（1）

申請者名	

地区の区分	地区の名称	石川南センター地区			
	用途地域	近隣商業地域		チェック	備考
地区計画における建築物等の追加用途の制限（建築してはならない建物等）		店舗、飲食店、展示場、遊技場に供する建物でその用途に供する部分の床面積の合計が21,000㎡を超えるもの		□	
		麻雀店、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券または場外車券売場その他これに類するもの		□	
		劇場、映画館、演芸場、観覧場		□	その用途に供する部分の床面積が21,000㎡以下
		キャバレー、ナイトクラブ、個室付浴場等		□	
		自動車教習場		□	
		倉庫業を営む倉庫		□	
		畜舎		□	動物病院・ペットショップその他これらに類するものでその用途に供する部分床面積の合計が15㎡を超えないものを除く
		パン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋、洋服店、畳店、建具屋、自転車店等で作業場の床面積が50㎡以下		□	自家販売のための食品製造業を営むものを除く
		危険性や環境を悪化させる恐れが非常に少ない工場		□	
		危険性や環境を悪化させる恐れが少ない工場		□	
		危険性や環境を悪化させる恐れがやや多い工場		□	
		危険性が大きいか又は著しく環境を悪化させる恐れがある工場		□	
		自動車修理工場		□	
		火薬、石油類、ガス等の危険物の貯蔵・処理の量	量がやや多い施設	□	
			量が多い施設	□	
建築物の容積率の最高限度		200%		□	
建築物の建ぺい率の最高限度		80%		□	
建築物の敷地面積の最低面積		4.2ha		□	
建築物等の壁面の位置の制限	道路中心線から外壁又は柱面までの距	1階部分	3.0m以上	□	
		2階部分	5.0m以上	□	
	隣地境界線より壁面または柱面までの距離	1階部分	3.0m以上	□	
		2階部分	5.0m以上	□	
建築物等の形態・意匠の制限		屋外広告物は自己の用に供するもの以外を禁止し、周辺の景観的調和に配慮する。		□	
垣・柵の構造の制限	道路に面して設ける垣、柵又は塀の構造	生垣で敷地地盤面から高さ1.5m以下まで		□	
		フェンス、鉄柵等で透過可能なもので敷地地盤面から高さ1.5m以下まで		□	
		基礎又は石垣、ﾌﾞﾛｯｸ塀は敷地地盤面から高さ0.6m以下まで		□	
建築物の緑化率の最低限度		緑地率20%		□	緑化基準算出方法は景観計画による

■石川南地区の地区整備計画チェックシート（2）

申請者名	

地区の区分	地区の名称	石川南沿道利用地区			
	用途地域	近隣商業地域		チェック	備考
地区計画における建築物等の追加用途の制限（建築してはならない建物等）		キャバレー、ナイトクラブ、個室付浴場等		□	
		畜舎		□	動物病院・ペットショップその他これらに類するものでその用途に供する部分床面積の合計が15㎡を超えないものを除く
		危険性や環境を悪化させる恐れが非常に少ない工場		□	原動機の制限あり 作業場の床面積は150㎡以下
		危険性や環境を悪化させる恐れが少ない工場		□	
		危険性や環境を悪化させる恐れがやや多い工場		□	
		危険性が大きいか又は著しく環境を悪化させる恐れがある工場		□	
		自動車修理工場		□	原動機・作業内容の制限あり 作業場の床面積は300㎡以下
		火薬、石油類、ガス等の危険物の貯蔵・処理の量	量がやや多い施設	□	
			量が多い施設	□	
建築物の容積率の最高限度		200%		□	
建築物の建ぺい率の最高限度		80%		□	
建築物等の壁面の位置の制限	隣地境界線より壁面または柱面までの距離	0.5m以上		□	
		0.5m以上		□	
建築物等の形態・意匠の制限		屋外広告物は自己の用に供するもの以外を禁止し、周辺の景観的調和に配慮する。		□	
垣・柵の構造の制限	道路に面して設ける垣、柵又は塀の構造	生垣で敷地地盤面から高さ1.5m以下まで		□	
		フェンス、鉄柵等で透過可能なもので敷地地盤面から高さ1.5m以下まで		□	
		基礎又は石垣、ﾌﾞﾛｯｸ塀は敷地地盤面から高さ0.6m以下まで		□	
建築物の緑化率の最低限度				□	